

＜学校感染症と出席停止期間＞

	感染症	出席停止期間の基準等	報告について
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ＊新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなします。	第一種感染症が発生した場合には、速やかに学校医及び保健給食係に電話で報告してください。
第二種感染症	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・結核については 1 件でも発生した場合に、速やかに学校医及び保健給食係に電話で報告してください。 ・インフルエンザ様疾患による臨時休業報告の様式は、流行期に入る前に通知します。 ・麻しん患者の発生についても速やかに学校医に報告をするとともに、別紙 FAX での報告をお願いします。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	第三種感染症のうち、腸管出血性大腸菌感染症が発生した場合は、速やかに学校医及び保健給食係に電話で報告してください。
	その他の感染症 「感染拡大の可能性がある場合」には、校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができます。 例) 感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで ※登校には、「登校許可意見書」の提出が必要です。	感染性胃腸炎については複数名の発生があった場合について、学校医及び保健給食係に電話で報告してください。